

令和２年度 船橋市国際交流協会第１回総会

次第

１． 開会

２． 会長挨拶 船橋市国際交流協会会長 嘉規 洋

３． 来賓挨拶 船橋市長 松戸 徹 様

４． 議長選出

５． 議案

第１号議案 令和元年度 事業報告について

第２号議案 令和元年度 決算報告について 監査報告

第３号議案 令和２年度 事業計画（案）について

第４号議案 令和２年度 収支予算（案）について

第５号議案 規約の改正について

第６号議案 令和２・３年度理事の承認について

第７号議案 令和２・３年度会長及び副会長の承認について

６． その他 今後の事業について

７． 閉会

第1号議案

令和元年度 事業報告

会員数（令和2年3月31日現在）

団体会員	59 団体			
個人会員	768 名	一般会員	478 名	
		学生会員	290 名	日本語教室学習者、高校生等

1. 国際化啓発・広報部会

国際理解セミナー

年 月 日	事業名	内 容	記 事
令和元年 11 月 26 日	ブルガリア共和国	大使講演、留学生 スピーチ、舞踊等	観客 234 名

協会ニュースの発行

年 月 日	発行号数	内 容	発行部数
令和元年 7 月 31 日	第 71 号	令和元年度総会報告等	1,500 部
令和元年 12 月 9 日	第 72 号	インターナショナルフェスティバル等	1,500 部
令和 2 年 3 月 27 日	第 73 号	国際理解セミナー等	1,500 部

外国語講座（令和元年度新規事業）

開催日	場所・回数等	参加者数	記 事
令和元年 10 月 4 日～ 12 月 20 日 (金曜日午後)	協会サロン 「タイ語講座」 (全 10 回)	参加者 1 名 講師 1 名	講師： AkibaParichat 氏 (秋場ハリーチャート)
令和元年 10 月 6 日～ 12 月 22 日 (日曜日午後)	協会サロン 「中国語講座」 (全 10 回)	参加者 7 名 講師 1 名	講師： 姜 雪静 氏 (キョウ セツセイ)
令和元年 10 月 12 日～ 12 月 14 日 (土曜日午後)	協会サロン 「韓国語講座」 (全 10 回)	参加者 3 名 講師 1 名	講師： 金 基英 氏 (キム キョン)

令和2年 1月12日～ 3月22日(※) (日曜日午前)	協会サロン 「実践ミニ 英語講座」 (全10回中 6回実施)	参加者7名 講師1名	講師： アキレック ギゼム氏
---------------------------------------	--	---------------	-------------------

(※)新型コロナウイルスの影響により、「実践ミニ英語講座」は令和2年2月9日まで実施したところで中断となった。残り4回は翌年度に実施予定。

その他

項 目	内 容	記 事
ホームページ	管理、更新	・閲覧者数(年間) R元 21,934人 ・「ようこそ・ふなばし」閲覧者数 R元 1,831人
メールマガジン	ボランティアの募集、イベントのお知らせ等	登録者数(3月末) 約400人

2. 交流・相互理解部会

交流促進事業・人材育成事業

年 月 日	事 業	内 容	記 事
令和元年7月20日～ 28日	高校生海外派遣研修 (米国・ハイワード 市のカリフォルニア 州立大学イーストベ イ校附属英語学校)	高校生10名派遣 (第2期生) 7泊9日 ホームステイ	累計20名
令和元年10月27日	インターナショナル フェスティバル 2019	アンデルセン公 園無料開放デー にステージ、模 擬店、スタンプ ラリーなど	参加者 約5,000名 内、スタンプラ リーゴール者 数818名
	西安市との友好都市 提携25周年記念事 業	姉妹・友好都市 周年事業実行委 員会と協力して 西安市代表団・ 青少年芸術団の 来船を歓迎し、 友好を深めた。	ステージでの 記念式典・芸術 団演奏披露の 協力、スタンプ ラリーで記念 展示会を紹介、 記念祝賀会へ

			の会員参加・運営協力・市民交流など
令和2年2月9日	留学生派遣者の選考 (米国・ヘイワード市のカリフォルニア州立大学イーストベイ校)	大学生1名の選考面接を実施し令和2年度派遣予定者を決定した。	派遣期間 令和2年8月～翌年5月頃までの約9か月間を予定。
令和元年3月7日 ※(中止)	タイ料理教室	タイ出身の会員による料理教室	東部公民館 実習室
令和元年3月29日 ※(中止)	バス研修	千葉県立房総のむら	学生会員企画 イベント
通年	協会サロンの運営	レンタルスペース「協会サロン」の運営	令和元年1月から利用開始

※新型コロナウイルスの影響により、「タイ料理教室」「バス研修」は中止となった。

3. 外国人支援部会

外国人相談窓口（令和元年10月1日から新体制）

開催日	場所・時間	内 容	開催数、利用者
通年 月曜日 金曜日	10:00～16:00 市役所 11 階 114 会議室	対応言語：英語、中国語、スペイン語、韓国語、(ポルトガル語)	年間 84 回 相談者数 184 名 相談件数 236 件
令和元年 6月25日	千葉県国際交流センター	外国人相談担当者意見交換会に参加	参加者 1 名
令和元年 10月1日から 新体制へ移行	114 会議室に隣接する国際交流課内に、市が新たに「船橋市外国人総合相談窓口」を設置し、業務委託により 12 言語対応の一元的相談窓口の運営を開始した。	10月1日からは新体制「船橋市外国人総合相談窓口」の一環として位置づけられ、連携を図りながらボランティア活動を継続することとなった。 ボランティアの場所・時間・対応言語については、新体制後も従来と同じ。	4月1日に施行された「改正出入国管理・難民認定法」を受けての新体制への移行。

令和元年 10月25日	千葉県国際交流 センター	コミュニティ通訳研修 に参加	参加者1名
令和2年 1月23日	東京出入国在留 管理局	一元的相談窓口等の相 談員を対象とした説明 会に参加	参加者1名

新型コロナウイルスの影響により令和2年3月のボランティア活動は休止となった。(市の「船橋市外国人総合相談窓口」は3月も休まず開設)

日本語教室（公民館・市役所分室）

開催日	場所・時間	人数	開催回数
月曜日	市役所分室 9:45～11:45	学習者数 278 名 ボランティア数 111 名 (令和2年2月末現在)	33 回
火曜日	中央公民館 9:45～11:45		34 回
火曜日	二和公民館 19:00～21:00		37 回
水曜日	東部公民館 9:45～11:45		38 回 保育の実施
金曜日	薬円台公民館 19:00～21:00		39 回
金曜日	葛飾公民館 19:00～21:00		37 回
土曜日	宮本公民館 12:45～14:45		41 回

新型コロナウイルスの影響により令和2年3月の教室は休止となった。

日本語教室（公民館・市役所分室）学習カリキュラム検討会議（令和元年度新規）

開催日	内 容	場所・参加者
令和元年 11 月 26 日	第1回カリキュラム検討会議 (昼の教室) <主な内容> ・検討会の目的と今後の進め方 ・現在の運営状況についてフ ーディスカッション	協会サロン 参加者8名 ・外国人支援部会長 ・日本語教室担当ボ ランティア7名
令和元年 11 月 30 日	第1回カリキュラム検討会議 (夜の教室) <主な内容> ・同上(昼の教室と同じ)	協会サロン 参加者3名 ・外国人支援部会長 ・日本語教室担当ボ ランティア2名

令和2年1月24日	第2回カリキュラム検討会議 (第2回からは昼夜合同) ＜主な内容＞ ・検討会の目的と今後の進め方の再確認 ・「みんなの日本語Ⅰ」を一定の進度で進める方法について ・「Can-Do」による評価方法について	協会サロン 参加者12名 ・外国人支援部会長 ・アドバイザー 関 恵美子 講師 ・日本語教室担当ボランティア9名 ・国際交流課職員
令和2年3月13日 ※ (中止)	第3回カリキュラム検討会議 ＜主な内容＞ ・「みんなの日本語Ⅰ」の Can-Do 目標と進度例について (会議中止により資料配布のみ)	前回までの会議をふまえてアドバイザーと外国人支援部会長が左記資料を作成し、担当ボランティアへメールで周知した。

※新型コロナウイルスの影響により令和2年3月の検討会議は中止となった。

日本語短期速習講座 (3 か月コース)

開催日	場所・回数等	人数	記 事
令和元年 5月9日～ 7月16日	協会サロン 3 か月コース (20 回)	学習者数 10 名 ボランティア数 5 名	修了者 9 名 講師 4 名
令和元年 10月8日～ 12月17日	協会サロン 3 か月コース (20 回)	学習者数 7 名 ボランティア数 5 名	修了者 6 名 講師 1 名

地球っ子 (子ども日本語教室)

開催日	場所・時間等	内 容	記 事
土曜日	東部公民館 9:45～11:45	ボランティア 10 名 児童・生徒数 40 名 <u>国籍別内訳</u> ： 中国 31 名 ベトナム 2 名 オーストラリア 2 名 インド 2 名 パペー 2 名 フィリピン 1 名 <u>学年別内訳</u> ： 小学生 29 名 中学生 9 名 夏休み体験 2 名	開催回数 35 回
令和元年 4 月 23 日	日本語指導協力 員研修に参加	総合教育センター	教育委員会主催

令和元年 6 月 22 日	夏休み学生ボランティアマッチング会に参加	中央公民館	市民協働課主催 夏休み学生ボランティア 4 名
令和元年 7 月 20 日・21 日	夏休み教室 東部公民館 千葉市動物公園	現場学習 「水の動物分類」	参加者 地球っ子 17 名、 前原小 4 名
令和元年 12 月 21 日	冬休み教室 東部公民館	ハッピーサタデー 交付金事業 「年賀状作り」	参加者 地球っ子 22 名、 管区小学生 15 名
令和 2 年 2 月 13 日	日本語指導協力 員研修に参加	総合教育センター	教育委員会主催

新型コロナウイルスの影響により令和 2 年 3 月の教室は休止となった。

日本語学習支援者養成講座

開催月	開催回数	参加者	記事
令和元年 10 月 1 日～ 11 月 19 日 火曜日午後 土曜日午前	養成講座Ⅰ 10 回 養成講座Ⅱ 4 回 (全 14 回)	22 名	Ⅰ 協会サロン Ⅱ 中央公民館 関 恵美子 講師 宿谷 和子 講師
令和 2 年 2 月 5 日	ブラッシュアップ講座 (全 2 回)	45 名	中央公民館 金子 広幸 講師
令和 2 年 2 月 15 日		45 名	中央公民館 宿谷 和子 講師

F 教室 (1 年コース)

開催日	場所・時間	人数	開催回数
平成 30 年 7 月 から 令和元年 6 月 まで 木曜日夜	協会サロン (平成 30 年 12 月ま では本町のレンタ ルスペース) 19:00～21:00	学習者数 9 名 (内、修了者 5 名) ボランティア数 8 名 (令和元年 6 月 20 日 現在)	1 期生 全 47 回
令和元年 7 月 から 令和 2 年 6 月ま で 木曜日夜	協会サロン 19:00～21:00	学習者数 6 名 ボランティア数 7 名 (令和 2 年 3 月 31 日 現在)	2 期生 全 38 回 (予定)

新型コロナウイルスの影響により令和 2 年 3 月の教室は休止となった。

日本語ひろば

開催日	場所・時間	内容	記事
月曜日 木曜日	協会サロン 13:00～15:00	テーマを決めて日本語で会話をする ことで実践力を養う とともに多文化交流を図る。	69回開催 参加者 (延べ人数) ・外国人 452 名 ・日本人 370 名 (平均参加者数) ・外国人 7 名 ・日本人 5 名
令和元年 8 月 26 日、29 日	石井食品ビル 13:00～15:00	夏休み学生ボラン ティア 3 名を受け入れ、各自がテーマを決めて、日本語でのコミュニケーションや交流を体験した。	

新型コロナウイルスの影響により令和 2 年 3 月の活動は休止となった。

外国人住民向け生活情報紙「ようこそ・ふなばし」の発行

発行月	発行号数	内 容	発行部数
令和元年 6 月	No..015	生活やイベントの情報、行政のお知らせ、外国人総合相談窓口・日本語教室の案内等	1,500 部
令和元年 9 月	No..016		1,500 部
令和元年 12 月	No..017		1,500 部
令和 2 年 3 月	No..018		1,500 部

災害時外国人支援

年 月 日	事 業	場 所・内 容	記 事
令和元年 8 月 10 日	災害時外国人支援サポーター養成講座 1	市職員研修所 ＜主な内容＞ ・講義「災害時に外国人住民が抱える課題とボランティアに期待される役割」 ・グループワーク	参加者 29 名 高木 和彦 講師
令和元年 8 月 24 日～25 日 (1泊2日)	災害時外国人支援サポーター養成講座 2	船橋中学校 ＜主な内容＞ ・講義「災害多言語支援センターの機能と役割」 ・災害多言語支援センター設置、運営訓練 ・消防局による初期消火訓練、AED 講習	参加者 110 名 内外国人参加者 57 名 柴垣 禎 講師 土井 佳彦 講師
	同時開催 外国人避難所宿泊訓練		

		・災害時における被災者の運動支援「3Q 体操」の実演等	
令和 2 年 2 月 1 日	防災フェアふなばしへの参加	市民文化ホール 多言語版防災ハンドブックの周知活動等	主催:危機管理課 参加者 3 名

4. 事務局の活動

年 月 日	事 業	内 容	記 事
平成 31 年 4 月 17 日	理事会	総会審議事項	参加者 19 名
令和元年 5 月 15 日	総会 懇親会	事業報告、決算報告、 事業計画、予算案、 理事承認	参加者 49 名
通年	運営会議 5 回	協会の運営に関する協議。事務局と各部会との 情報共有、連絡調整。課題の検討など。	会長、副会長、 部会長
通年	日本語教室の 運営に関する 検討・協議 ①参加費・集金 方法の改定 ②学習カリキュラムの検討	日本語教室（公民館・市役所分室）に関する事項の検討・協議を行った。 ①参加費及び集金方法について、次年度の総会に付議するための改定案をとりまとめた。 ②カリキュラム検討会議を立ち上げ、学習カリキュラムの策定に向けた検討に着手した。	会長、外国人支援部会長、日本語教室担当ボランティアほか
助成金対象事業—① 地域会議の開催 年 2 回 令和元年 8 月 23 日 令和 2 年 1 月 31 日	令和元年度 一般財団法人 自治体国際化 協会（クレア） 「多文化共生 のまちづくり 促進事業助成 金」対象事業を 実施した。	地域会議は平成 29 年度に設置。 外国人住民と共に暮らしやすい地域づくりを実現するため、関係機関等と共に外国人住民に関わる取組み等を協議し、地域での連携を図っている。令和元年度は、	主催 当協会 構成員 全 10 団体等 （市、自治会連 合協議会、警察 署ほか） アドバイザー 土井佳彦 講師 派遣職員

	補助対象事業の主な内容は以下の4項目 ①地域会議 ②在留資格別マニュアル船橋版作成	法改正に伴って東京出入国在留管理局職員を地域会議に派遣してもらい、入国・在留手続きに係る助言、意見交換も行った。	東京出入国在留管理局職員2名 （「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策に基づき派遣）
助成金対象事業―② 在留資格別生活マニュアル船橋版の作成 通年 地域会議等での意見聴取、記事の作成、担当部署への照会、編集作業、翻訳委託、校正等 年1回 令和元年11月6日 アドバイザーを招いての編集会議	③外国人住民参画会議 ④やさしい日本語講座	地域会議の意見及び市関係各課等の協力を得ながら、在留資格ごとに必要な情報や、日本で生活するうえでのルール等をイラスト入りでわかりやすくまとめた多言語マニュアルを作成した。 完成したマニュアルは協会ホームページで公開すると共に、市が設置する「船橋市外国人総合相談窓口」において広く外国人住民に情報提供してもらうことを目的として、市にデータを寄贈した。	3在留資格 ・留学生 ・技能実習生 ・家族滞在 8言語 ・やさしい日本語 ・英語 ・中国語 ・ベトナム語 ・ネパール語 ・シンハラ語 ・タイ語 ・タガログ語
助成金対象事業―③ 外国人住民参画会議の開催 年2回 令和元年8月21日 令和2年1月23日		協会が外国人住民の参加を募りアドバイザーを招いて、「在留資格別生活マニュアル船橋版」や、日本での生活上の課題などについて意見交換を行った。	参加者数 （外国人住民） 1回目 11名 2回目 10名 アドバイザー 山浦育子 講師
助成金対象事業―④ やさしい日本語講座の開催 年1回 令和2年2月28日		外国人住民とのコミュニケーションを円滑にするツールとして「やさしい日本語」を学ぶ講座を開催した。	参加者数12名 ・当協会会員 ・近隣市の国際交流协会会员等 協力者数 4名 ・外国人住民 講師 土井佳彦 講師

通年	教育委員会主催「帰国・外国人児童生徒への日本語指導協力員・母語協力員の派遣事業」へのボランティア紹介	指導課からの依頼により、教育委員会が市内小・中学校へ派遣する帰国・外国人児童生徒の日本語指導等のための協力員募集に対し、会員を紹介した。	主催：教育委員会指導課
令和元年6月22日、29日	市民協働課主催「第5回地域に飛び出せ!!ふなばし夏のボランティア体験」事業への団体参加	夏休み期間中のボランティア体験を希望する生徒・学生を受け入れる市民活動団体として応募し、中央公民館及び高根台公民館で行われた「マッチング会」で多数の希望者と面接した。結果として、日本語ひろばと地球っ子の夏休み教室活動に学生計7名を受け入れた。	主催：市民協働課
令和元年7月～12月全10回	「外国人対象日本伝統文化体験教室事業」への通訳ボランティア派遣	茶華道センターからの依頼により、外国人対象の茶道・華道体験教室の通訳として会員を派遣した。 (英語、中国語 各1名)	主催：船橋市茶華道センター
令和元年12月20日	公民館主催の「国際理解講座」へのボランティア派遣	高根台公民館からの依頼により、マレーシア出身の会員が文化紹介を行った。	主催：高根台公民館
令和2年2月～3月	アンケート調査の実施	外国人住民のニーズを把握し、日本語教室をはじめ協会の各種事業等に役立てるため、日本語教室学習者へのアンケート調査を実施した。	

5. 取材対応

放 映 日	内 容	記 事
令和元年 6 月 15 日	ふなばし CITY NEWS 日本語短期速習講座	会長、外国人支援 部会長
令和元年 11 月 15 日	ふなばし CITY NEWS インターナショナルフェスティ バル・西安市友好都市提携 25 周 年記念事業	会長、インターナショナルフ ェスティバル実行委員 長
令和元年 11 月	放送大学「キャンパスガイド」 ・日本語学習支援者養成講座 ・日本語短期速習講座 ・F 教室 令和元年 6 月 28 日に「日本語教 育の推進に関する法律」が施行さ れたことを受け、放送大学が「日 本語基礎 A」講座を再開するにあ たり、当協会が取り組んでいる事 業が取材され、「キャンパスガイ ド 11 月」において放映された。	会長、外国人支援 部会長

第2号議案

令和元年度 船橋市国際交流協会収支決算報告書

I 収入の部

	当初予算額	補正額	現予算額	決算額	差引	摘要
1 会費収入	1,732,000		1,732,000	1,623,000	-109,000	団体会員59・個人会員768(一般478、学生290)(R2年3月31日現在)
2 交付金収入	5,170,000		5,170,000	5,170,000	0	船橋市3,160,000円、自治体国際化協会2,000,000円、rvc「ササ」-10,000円
※ 船橋市	3,160,000		3,160,000	3,160,000	0	
◇ 自治体国際化協会	2,000,000		2,000,000	2,000,000	0	
◎ ハッピーサタデー	10,000		10,000	10,000	0	
3 寄付金収入	600,000		600,000	605,000	5,000	高校生海外研修派遣事業555,000円、国際理解セミナー50,000円
4 事業収入	4,650,000		4,650,000	3,645,810	-1,004,190	会員懇親会参加費48,000円、外国語教室受講料180,000円、インターナショナルフェスティバル模擬店収入等55,400円、高校生海外研修派遣事業参加費2,490,000円、日本語教室参加費・テキスト代485,100円(7教室+F教室)、日本語学習支援者養成講座(I、II)参加費・テキスト代192,710円、日本語短期速習講座参加費68,000円、地球っ子126,600円(参加費、保険料)
5 雑収入	6,373		6,373	26	-6,347	利息
6 前年度繰越金収入	1,281,627		1,281,627	1,281,627	0	
7 周年事業積立金取崩し収入	300,000		300,000	135,300	-164,700	
合計	13,740,000	0	13,740,000	12,460,763	-1,279,237	

II 支出の部

	当初予算額	流用額	現予算額	決算額	差引	摘要(事業収入等)
事業費	11,930,000	0	11,930,000	10,051,585	1,878,415	
国際化啓発広報部会	3,180,000	0	3,180,000	3,003,563	176,437	
会員懇親会	80,000		80,000	60,540	19,460	参加費48,000円
調査研究費	10,000		10,000	0	10,000	
民間団体交流補助	50,000	-43,043	6,957	0	6,957	
協会ニュース作成費	410,000		410,000	394,416	15,584	
※IHP運営費	50,000	108,378	158,378	158,378	0	
※I.国際理解セミナー事業費	260,000		260,000	165,536	94,464	寄付金50,000円
外国語教室事業費	320,000	-108,378	211,622	181,650	29,972	参加費180,000円(韓国語、タイ語、中国語、英語)
◇在留資格別マニュアル作成	2,000,000	43,043	2,043,043	2,043,043	0	自治体国際化協会交付金2,000,000円
交流相互理解部会	5,990,000	0	5,990,000	5,117,953	872,047	
※1.インターナショナルフェスティバル	600,000	2,853	602,853	602,853	0	模擬店収入等55,400円
※2.姉妹・友好都市周年記念事業	300,000		300,000	135,300	164,700	周年事業積立金取崩し収入135,300円
※2.文化交流事業費	1,530,000	-2,853	1,527,147	926,982	600,165	
※2.留学奨励金及び選考費	30,000		30,000	19,690	10,310	
高校生海外研修派遣事業	3,530,000		3,530,000	3,433,128	96,872	参加費2,490,000円、寄付金555,000円
外国人支援部会	2,760,000	0	2,760,000	1,930,069	829,931	
※1.日本語ひろば	115,000		115,000	26,424	88,576	
※1.災害時外国人支援サポーター研修	385,000		385,000	153,404	231,596	
※1.救命救急研修	10,000		10,000	0	10,000	
※1.多文化共生研修	100,000		100,000	22,330	77,670	
※1.ようこそ発行費	300,000		300,000	281,060	18,940	
※1.外国人相談窓口ボランティア研修費	30,000		30,000	0	30,000	
※1.外国人相談窓口運営費	260,000		260,000	173,846	86,154	
※1.日本語教室運営費	770,000		770,000	631,965	138,035	参加費・テキスト代485,100円(7教室+F教室)
※1.日本語学習支援者養成講座	400,000	14,560	414,560	414,560	0	参加費・テキスト代192,710円(養成講座I、II)
※1.日本語短期速習講座運営費	80,000		80,000	77,393	2,607	参加費68,000円(前期、後期)
※1.地球っ子運営費	250,000		250,000	142,197	107,803	参加費・保険料126,600円
※1.地球っ子学習支援者養成講座	60,000	-14,560	45,440	6,890	38,550	
運営費他	1,810,000	0	1,810,000	887,162	922,838	
運営費	120,000	0	120,000	55,198	64,802	
渉外費	20,000	8,000	28,000	28,000	0	
会議費	100,000	-8,000	92,000	27,198	64,802	
通訳・翻訳・筆耕	0		0	0	0	
事務費	890,000	0	890,000	681,964	208,036	
通信費	500,000		500,000	372,752	127,248	
事務・消耗品費	150,000	-18,418	131,582	81,014	50,568	
保険料	130,000		130,000	129,780	220	
支払手数料(日本語教室集金に係るスマートフォン手数料)	80,000	18,418	98,418	98,418	0	
備品費	30,000		30,000	0	30,000	
周年事業等積立金	150,000	0	150,000	150,000	0	
周年事業等積立金	150,000		150,000	150,000	0	
予備費	650,000	0	650,000	0	650,000	
予備費	650,000		650,000	0	650,000	
合計	13,740,000	0	13,740,000	10,938,747	2,801,253	

収 支

収 入	12,460,763
支 出	10,938,747
繰越残高	1,522,016

※は公共性(全部あるいは一部)

※1 多文化共生施策推進に資する項目と考えられる

※2 国際交流推進に資すると考えられる

周年事業等積立金

I 収入の部

積立金期首残高	475,762
繰入金	150,000
雑入	4
計	625,766

II 支出の部

積立金取り崩し	135,300
計	135,300

収 支

積立金期首残高	475,762
積立金期末残高	490,466

令和2年4月9日

船橋市国際交流協会

会長 嘉 規 洋 様

監事 小 原



監事 相 川 和 永



監 査 報 告

船橋市国際交流協会規約第8条第5項に基づき、令和元年度
帳票類を監査した結果、その内容は適切なものと認めます。

令和2年度 事業計画（案）

1. 国際化啓発・広報部会

市民の国際理解を促進する事業や、協会活動を紹介する事業を展開する。

国際理解セミナーの開催 2回

外国語講座 週1回×10回コースを5講座

協会ニュースの発行 3回

情報発信 ホームページ・メールマガジン

- ・総会、理事会、運営会議の議事要旨をホームページに掲載
- ・イベント等の企画立案の募集・開催情報等のホームページへの掲載、メールマガジンでの発信等

2. 交流・相互理解部会

地域の国際交流を促進するための事業や、次世代の国際交流を担う人材の育成事業を展開する。

インターナショナルフェスティバル 10月

姉妹・友好都市周年記念事業

- ・オーデンセ市交響楽団の来船（予定）に伴う市民交流事業等

交流イベントの開催 複数回

- ・バス研修、料理教室など

高校生海外研修派遣 7月 12名

（ヘイワード市・カリフォルニア州立大学イーストベイ校附属英語学校）

大学生留学生派遣事業 8月中旬～翌年5月中旬 1名

（ヘイワード市・カリフォルニア州立大学イーストベイ校）

協会サロンのレンタル及び運営 通年

3. 外国人支援部会

急増する外国人住民が安心して地域生活を送れるよう、市と協力して、さまざまなサポート活動を行う。

外国人相談窓口

外国人からの様々な相談に応じ、市役所での行政手続きにおける通訳サポートや、各種情報提供などを行う。

令和元年10月1日から市が設置した「船橋市外国人総合相談窓口」の一環として位置づけられ、新体制として必要な連携を図りながら活動しており、引き続き市と協力しながら相談窓口事業を推進する。

- ・活動時間：毎週月曜日、金曜日
- ・活動場所：市役所 11 階 114 会議室
- ・対応言語：日本語、英語、中国語、スペイン語、韓国語

日本語教室

外国人住民が 1 日も早く地域社会に溶け込めるよう、生活に必要な日本語力を速やかに身につけるための学習支援を行う。

- ・市内 7 か所（公民館・市役所分室）
 - ・各教室 週 1 回、年間 37 回前後実施
 - ・保育の実施（東部公民館教室）
 - ・学習カリキュラムの策定に向けた検討会議実施
- ・日本語短期速習講座 年 2 回
 - ・前期 5 月～7 月 後期 10 月～12 月 各 20 回
- ・地球っ子（子ども日本語教室）
 - ・8 月を除く毎週土曜日午前 年間 39 回 東部公民館
 - ・夏休み教室 2 日
 - ・冬休み教室 1 日
- ・日本語学習支援者養成講座
 - ・10 月～12 月 各 2 時間 全 14 回
- ・日本語学習支援者ブラッシュアップ講座
 - ・2 月 各 2 時間 全 3 回
- ・F 教室 1 年卒業型日本語教室
 - ・試行最終年
 - ・今後の実施体制の検討

日本語ひろば

- ・毎週月曜日と木曜日の午後 協会サロン
 - ・外国人住民が、日本人と共に会話や交流をしながら、日本語を使って覚えるための場所を提供する。
- ・交流イベントの開催 年数回

外国人住民向け生活情報紙「ようこそ・ふなばし」の発行

- ・年4回 6月、9月、12月、3月

災害時外国人支援

- ・6月 防災体験会
- ・7月 サポーター養成講座1
- ・8月 サポーター養成講座2、実習、外国人避難所宿泊訓練
- ・11月 防災タウンウォッチング
- ・2月 防災フェアふなばしへの出展

多文化共生研修等の実施

- ・「やさしい日本語」講座の開催

増加する外国人住民と地域で一緒に生活する上で、外国語が話せなくてもコミュニケーションをとれる方法を学ぶ重要性が高まっていることを受け、身近な外国人住民に日本での生活のルールを伝えたり、災害時などの情報を速やかに届けるために、「やさしい日本語」で意思疎通するためのコツを学ぶ。

- ・その他 会員、市民向けの講座等の開催

新規 外国人留学生への食料支援（新型コロナウイルス関連事業）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日本で学んでいる外国人留学生の多くはアルバイトが減少し、学費や生活費に困窮している状況であることから、商工会議所等の協力を得て、企業・団体・会員等から広く寄附金を募り、市内の日本語学校の外国人留学生に食料を支援する事業を、新規に実施する。

- ・実施期間：令和2年7月から3か月程度（予定）
- ・支援対象者：留学生約550名
東京JLA外国語学校（船橋市南本町13-10）
インターナショナルスクール船橋（船橋市湊町2-1-7）
オンリーワン日本語学校（船橋市湊町2-1-6）
- ・支援方法等：
寄附金を集めて米、缶詰、インスタント食品、レトルト食品、飲料等を購入し、日本語学校を通して留学生へ届ける（予定）

4. 事務局

運営会議の開催 複数回

理事会の開催 1回

総会の開催 1回

地域会議の開催 2回

- ・地域との情報共有と連携
- ・外国人住民参画会議の開催等

ボランティアの紹介・派遣・受け入れなど 随時

- ・教育委員会
日本語指導協力員、母語協力員ボランティアとして、会員を紹介する
- ・茶華道センター
外国人対象日本伝統文化体験教室（茶道・華道体験教室）の通訳ボランティアとして、会員を派遣する
- ・公民館
国際理解講座等の文化紹介ボランティアとして、会員を派遣する
- ・市民協働課
夏休み生徒・学生ボランティアの受け入れ団体として参加する
- ・その他

アンケート調査の実施 1回

- ・日本語教室学習者へのアンケート調査を継続して実施することにより外国人住民のニーズを把握し、日本語教室をはじめとした協会全体の各種事業を、今後もニーズに合った活動としていくよう検討する。

翻訳グループの設置検討

- ・協会事業に関わる各種記事、書類等の翻訳作業を行うボランティアを募り、翻訳活動グループの設置を検討する。
 - ・協会のホームページ、メールマガジン掲載記事の翻訳
 - ・外国人住民向け生活情報紙「ようこそ・ふなばし」掲載記事の翻訳
 - ・その他協会関連書類等の翻訳

第4号議案

令和2年度 船橋市国際交流協会収支予算(案)

Ⅰ 収入の部

項目	内 訳	令和元年度予算	令和2年度予算	増減額	備 考
会費	団体@10,000円、一般@2,000円、学生@1,000円	1,732,000	1,836,000	104,000	団体59、一般478、学生290(日本語教室269、高校生等21)
交付金	計	5,170,000	3,610,000	-1,560,000	
	※ 船橋市	3,160,000	3,600,000	440,000	
	◇ 自治体国際化協会	2,000,000	0	-2,000,000	
	◎ ハッピーサタデー	10,000	10,000	0	
寄付金		600,000	1,600,000	1,000,000	高校生海外研修派遣事業、国際理解セミナー事業、外国人留学生への食料支援事業等への寄付金
事業収入		4,650,000	5,143,000	493,000	会員懇親会参加費80,000円、外国語教室参加費300,000円、インターナショナルフェスティバル模擬店等収入50,000円、文化交流事業参加費700,000円、高校生海外研修派遣事業参加費2,988,000円、日本語ひろばイベント等参加費50,000円、日本語教室参加費538,000円、日本語学習支援者養成講座参加費・テキスト代217,000円、日本語短期速習講座参加費80,000円、地球っ子保険料・参加費140,000円
雑収入		6,373	8,984	2,611	利息等
前年度繰越		1,281,627	1,522,016	240,389	
周年事業取り崩し		300,000	150,000	-150,000	オーデンセ市交響楽団・デンマーク国立少女合唱団等の来船(予定)に伴う市民交流事業
合計		13,740,000	13,870,000	130,000	

Ⅱ 支出の部

項目	内 訳	令和元年度予算	令和2年度予算	増減額	備 考
事業費		11,930,000	12,010,000	80,000	
	国際化啓発・広報部会	3,180,000	1,440,000	-1,740,000	
	会員懇親会	80,000	80,000	0	総会後懇親会
	調査研究費	10,000	10,000	0	
	※1 民間団体等交流補助	50,000	50,000	0	
	協会ニュース作成費	410,000	450,000	40,000	印刷費、編集料等 年3回
	※3 協会ホームページ運営費	50,000	170,000	120,000	ホームページ管理運営料、メールマガジンシステム使用料等
	協会パンフレット	0	100,000	100,000	印刷費
	協会PRビデオ作成費	0	0	0	
	※3 国際理解セミナー事業費	260,000	260,000	0	会場使用料、出演者謝礼等
	※3 外国語教室事業費	320,000	320,000	0	講師料、教材費等
	◇ 在留資格別マニュアル作成	2,000,000	0	-2,000,000	
	交流・相互理解部会	5,990,000	6,550,000	560,000	
	※1 インターナショナルフェスティバル	600,000	600,000	0	会場設営費、プログラム印刷費等
	※1 姉妹・友好都市周年記念事業	300,000	150,000	-150,000	オーデンセ市交響楽団・デンマーク国立少女合唱団等の来船(予定)
	※1 文化交流事業費	1,530,000	1,750,000	220,000	交流イベント(バス研修ほか)、協会サロン施設利用料等
	※1 留学奨励金及び選考費	30,000	180,000	150,000	留学生1名(予定)、選考費
	※1 高校生海外研修派遣事業	3,530,000	3,870,000	340,000	派遣者12名(予定)、選考費
	外国人支援部会	2,760,000	4,020,000	1,260,000	
	※2 日本語ひろば	115,000	115,000	0	日本語ひろば運営費
	※2 災害時外国人支援サポーター研修	385,000	385,000	0	災害時外国人支援サポーター養成講座講師料等
	※2 救命救急研修	10,000	10,000	0	
	※2 多文化共生研修	100,000	200,000	100,000	地域会議・日本語教室アドバイザー謝礼、やさしい日本語講座等講師料
	※2 ようこそ発行費	300,000	400,000	100,000	印刷費、編集料等 年4回
	※2 外国人相談窓口ボランティア研修	30,000	30,000	0	
	※2 外国人相談窓口運営費	260,000	260,000	0	食糧費、消耗品費等
	※2 日本語教室運営費	770,000	790,000	20,000	公民館等7教室及びF教室の運営費 保育料・コピー用紙代を含む
	※2 日本語学習支援者養成講座	400,000	440,000	40,000	養成講座Ⅰ・Ⅱ、ブラッシュアップ講座の講師料等
	※2 日本語短期速習講座運営費	80,000	80,000	0	短期3か月コースの運営費 年2回
	※2 ◎ 地球っ子運営費	250,000	250,000	0	子ども日本語教室の運営費 保険料を含む
	※2 地球っ子学習支援者養成講座	60,000	60,000	0	子ども日本語教室の学習支援者養成講座 講師料等
	※2 外国人留学生への食料支援	0	1,000,000	1,000,000	新規事業(新型コロナウイルス関連事業)
運営費他		1,810,000	1,860,000	50,000	
	運営費	120,000	130,000	10,000	
	渉外費	20,000	20,000	0	
	会議費	100,000	100,000	0	
	通訳・翻訳・筆耕料	0	10,000	10,000	
	事務費	890,000	930,000	40,000	
	通信費	500,000	500,000	0	協会ニュース及び総会資料等郵送料等
	事務・消耗品費	150,000	150,000	0	PCリース料、プリンターインク代ほか消耗品費
	保険料	130,000	150,000	20,000	ボランティア活動保険料
	支払手数料	80,000	100,000	20,000	スマートビット手数料
	備品費	30,000	30,000	0	
	周年事業積立金	150,000	300,000	150,000	
	周年事業積立金	150,000	300,000	150,000	
	予備費	650,000	500,000	-150,000	
	予備費	650,000	500,000	-150,000	
合計		13,740,000	13,870,000	130,000	

※1※2※3は公共性が高く、「船橋市国際交流協会交付金交付要綱」に規定する交付対象事業に該当すると考えられる事業(経費の全部または一部)(複数に該当すると考えられるときはいずれか1項目を表示しています)

※1 姉妹友好都市理解・交流事業 ※2 外国人住民支援・交流事業 ※3 市民の国際化推進・啓発事業

周年事業積立金

Ⅰ. 収入の部

積立金期首残高	490,466
繰入金	300,000
雑収入	0
計	790,466

Ⅱ. 支出の部

積立金取崩	150,000
計	150,000

積立金残高 640,466

第5号議案

規約の改正

船橋市国際交流協会規約改正案

新	旧
(総会) 第10条 総会は、<u>毎事業年度1回以上会長が開催する。</u> <u>2 総会は、会長がこれを招集する。ただし、大規模災害等で招集できないときは、会長及び副会長全員の同意により、招集しないで決議をすることができる。</u> <u>3 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。</u> (1) 予算及び決算 (2) 事業計画及び事業報告 (3) 規約の変更 (4) 役員の承認 (5) その他、会長が必要と認めた事項	(総会) 第10条 総会は、<u>毎年1回以上会長がこれを招集する。</u><u>2 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。</u> (1) 予算及び決算 (2) 事業計画及び事業報告 (3) 規約の変更 (4) 役員の承認 (5) その他、会長が必要と認めた事項
(理事会) 第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ<u>開催する。</u> <u>2 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、大規模災害等で招集できないときは、会長の判断により、招集しないで決議をすることができる。</u> <u>3 理事会において審議する事項は次のとおりとする。</u> (1) 協会の運営に関すること (2) 総会に付議する事項 (3) その他、会長が必要と認めた事項	(理事会) 第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ<u>招集する。</u> <u>2 理事会において審議する事項は次のとおりとする。</u> (1) 協会の運営に関すること (2) 総会に付議する事項 (3) その他、会長が必要と認めた事項
(議事) 第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。 2 本条の会議とは、総会・理事会・運営会議とする。 <u>3 第10条第2項ただし書、及び、前条第2項ただし書により会議の招集ができないときは、書</u>	(議事) 第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。 2 本条の会議とは、総会・理事会・運営会議とする。

<u>面または電磁的記録等の通信により議決の意思表示をした者を出席者とする。</u>	
附 則 この規約は、令和２年８月 日から施行する。	

船橋市国際交流協会規約（現行）

（名称）

第1条 この会は、船橋市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協会は、船橋市民を中心に広く国際交流親善についての理解と関心を高め、かつ、積極的に地域に根ざした各種交流事業を行うこと、並びに在住外国人への支援を推進することにより、国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）国際交流事業の実施
- （2）国際交流の啓発および普及
- （3）国際交流支援事業
- （4）国際交流に関するボランティア活動の支援および育成
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。

- （1）団体会員
- （2）個人会員
- ア 一般
- イ 学生

（会員資格の喪失）

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。

- （1）退会したとき
- （2）死亡したとき
- （3）会員である団体が解散したとき
- （4）正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- （5）会の名誉を傷つけたとき

（役員）

第6条 協会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- （4）監事 2名

2 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員を選出）

第7条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、第14条に規定する運営会議において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 監事は理事会において選出する。

(職務)

第8条 会長は、協会を代表して、会務を総括し、会議の議長となる。ただし、会議の運営上必要な場合、会長は出席者の承認を得て他のものを議長として指名することができる。

2 本条の会議とは、総会・理事会・運営会議とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、会務の執行を協議し、協会の運営にあたる。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。

2 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 規約の変更

(4) 役員の承認

(5) その他、会長が必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ招集する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関すること

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(議事)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 本条の会議とは総会・理事会・運営会議とする。

(部会)

第13条 協会は、第3条で定めた事業に関し、具体的な活動を推進するため、次の部会を置く。

(1) 国際化啓発・広報部会

(2) 交流・相互理解部会

(3) 外国人支援部会

2 部会には、部会長を置く。

3 部会長は、会長が任免する。

(運営会議)

第14条 協会の運営について審議するため、協会に運営会議を置く。

2 会議の構成は、会長・副会長・部会長・事務局長及び事務局とする。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 会費

- (2) 補助金
 - (3) 寄付金
 - (4) その他の収入
- (会費)

第16条 協会の会員は、年会費として次の会費を納めるものとする。

- (1) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円
 - (2) 個人会員
 - ア 一般 年額 一口 2,000円
 - イ 学生 年額 一口 1,000円
- (会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第18条 会長は、会計年度終了後、決算書及び事業報告書を作成し、監査に付さなければならない。

(事務局)

第19条 協会の事務を処理するため、事務局を船橋市役所内に置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任免する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和62年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市国際交流協会規約第17条第2号の規定は、平成28年度以後の会費について適用し、平成27年度分までの会費については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月16日から施行する。

船橋市国際交流協会規約（改正案）

（名称）

第1条 この会は、船橋市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協会は、船橋市民を中心に広く国際交流親善についての理解と関心を高め、かつ、積極的に地域に根ざした各種交流事業を行うこと、並びに在住外国人への支援を推進することにより、国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）国際交流事業の実施
- （2）国際交流の啓発および普及
- （3）国際交流支援事業
- （4）国際交流に関するボランティア活動の支援および育成
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。

- （1）団体会員
- （2）個人会員
- ア 一般
- イ 学生

（会員資格の喪失）

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。

- （1）退会したとき
- （2）死亡したとき
- （3）会員である団体が解散したとき
- （4）正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- （5）会の名誉を傷つけたとき

（役員）

第6条 協会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- （4）監事 2名

2 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員を選出）

第7条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、第14条に規定する運営会議において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 監事は理事会において選出する。

(職務)

第8条 会長は、協会を代表して、会務を総括し、会議の議長となる。ただし、会議の運営上必要な場合、会長は出席者の承認を得て他のものを議長として指名することができる。

2 本条の会議とは、総会・理事会・運営会議とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、会務の執行を協議し、協会の運営にあたる。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、毎事業年度1回以上会長が開催する。

2 総会は、会長がこれを招集する。ただし、大規模災害等で招集できないときは、会長及び副会長全員の同意により、招集しないで決議をすることができる。

3 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 規約の変更

(4) 役員の承認

(5) その他、会長が必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ開催する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、大規模災害等で招集できないときは、会長の判断により、招集しないで決議をすることができる。

3 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関すること

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(議事)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 本条の会議とは総会・理事会・運営会議とする。

3 第10条第2項ただし書、及び、前条第2項ただし書により会議の招集ができないときは、書面または電磁的記録等の通信により議決の意思表示をした者を出席者とする。

(部会)

第13条 協会は、第3条で定めた事業に関し、具体的な活動を推進するため、次の部会を置く。

(1) 国際化啓発・広報部会

(2) 交流・相互理解部会

(3) 外国人支援部会

2 部会には、部会長を置く。

3 部会長は、会長が任免する。

(運営会議)

第14条 協会の運営について審議するため、協会に運営会議を置く。

2 会議の構成は、会長・副会長・部会長・事務局長及び事務局とする。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会費)

第16条 協会の会員は、年会費として次の会費を納めるものとする。

(1) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円

(2) 個人会員

ア 一般 年額 一口 2,000円

イ 学生 年額 一口 1,000円

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第18条 会長は、会計年度終了後、決算書及び事業報告書を作成し、監査に付さなければならない。

(事務局)

第19条 協会の事務を処理するため、事務局を船橋市役所内に置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任免する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和62年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市国際交流協会規約第17条第2号の規定は、平成28年度以後の会費について適用し、平成27年度分までの会費については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年8月 日から施行する。

第6号議案

令和2・3年度理事の承認について

任期満了に伴い、協会規約第7条第2項に基づき令和2年3月25日の運営会議において以下のとおり理事を選出いたしましたので、承認を求めます。

<参考>（承認後）

船橋市国際交流協会理事名簿					
職名	団体名	氏名	職名	団体名	氏名
理事	船橋商工会議所国際交流委員会	小田原 隆泰	理事	千葉県日独協会	須古 正恒
理事	船橋商工会議所	澤井 誠治	理事	船橋市自治会連合協議会	吉田 壽一
理事	公益社団法人 船橋青年会議所	大西 善之	理事	船橋市商店会連合会	鎌倉 龍男
理事	船橋ロータリークラブ	松本 和城	理事	船橋市地域工業団体連合会	板谷 直正
理事	船橋西ロータリークラブ	嘉規 洋	理事	船橋大型店連絡協議会	手塚 和人
理事	船橋東ロータリークラブ	大原 俊弘	理事	船橋重陽気功協会	荒谷 美枝子
理事	船橋南ロータリークラブ	徳永 幸生	理事	有限会社 東魁楼	脇田 重実
理事	船橋みなとロータリークラブ	板橋 良夫	理事	フォレスト	上原 幸子
理事	船橋中央ライオンズクラブ	松山 典夫	理事	協会個人会員	野上 紘子
理事	船橋東ライオンズクラブ	山下 倫彦	理事	協会個人会員	渡邊 千代美
理事	船橋北ライオンズクラブ	山内 豊彦	理事	千葉県弁護士会外国人の権利委員会所属弁護士	中村 亮
理事	船橋ヘイワードフレンドシップクラブ	梁瀬 厚子	理事	千葉県行政書士会葛南支部所属行政書士	須藤 哲哉
理事	船橋市少年少女団体連絡協議会	黒坂 典雄	理事	船橋市市長公室長	田中 浩二
理事	国際ソロプチミスト船橋	田中 恭子			
				任期: 令和4年5月まで	

第7号議案

令和2・3年度会長及び副会長の承認について

任期満了に伴い、協会規約第7条第1項に基づき令和2年7月28日の理事会において以下のとおり会長及び副会長を選出いたしましたので、承認を求めます。

<令和2・3年度 会長及び副会長>（承認後）

職名	氏名
会長	嘉規 洋
副会長	小田原 隆泰
副会長	片桐 卓
副会長	田邊 厚志

任期：令和4年5月まで

（参考）

令和2・3年度監事の選出について

任期満了に伴い、協会規約第7条第3項に基づき令和2年7月28日の理事会において以下のとおり監事2名が選出されております。

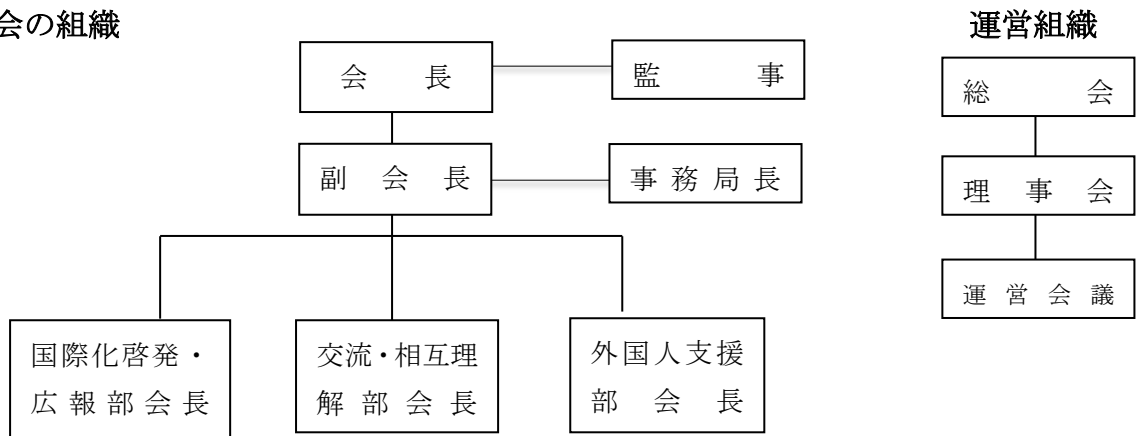
<令和2・3年度 監事>

職名	氏名
監事	小原 智
監事	相川 和永

任期：令和4年5月まで

船橋市国際交流協会

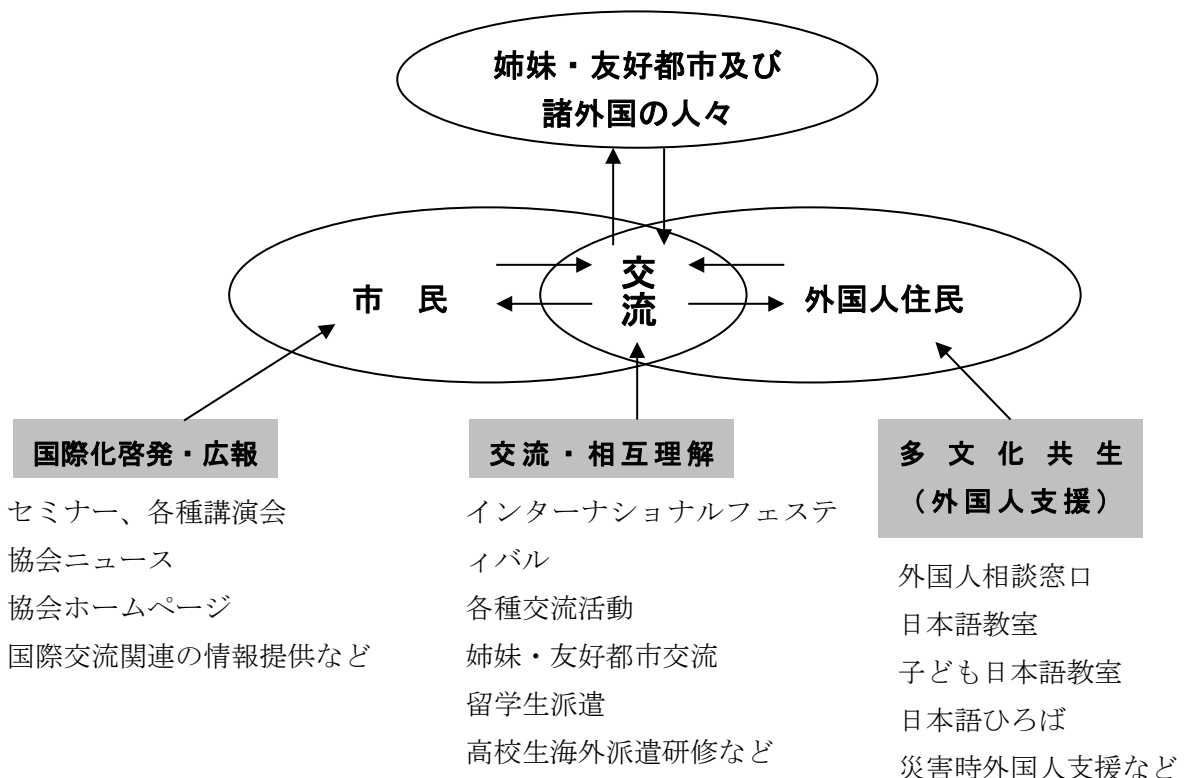
1. 協会の組織



2. 協会の活動

○会員や広く市民・外国人住民との交流によって相互理解を深め、交流の輪を広げるとともにネットワークづくりを行い、外国人住民とともに安心して暮らせる地域づくりを図る。

○誰でも参加できる楽しい国際交流活動



<参考>船橋市の外国人住民数(2020年3月31日現在)
 18,945人 107か国・地域

該当	No.	質問・要望等	回答	備考
第 3 号 議 案		・ 第3号議案 令和2年度事業計画案について 本計画は、コロナ禍のない、通常の活動が可能とした前提での計画になっているように見えるが、年度開始後、既に4カ月が経過し、ほとんどの活動が休止状態にある中で、本事業計画案を、そのまま承認するのは、違和感を覚える。 現時点での修正が、困難であるとしても、現状で、既に中止を決定している事業、今後、実施の可否を検討する事業等、について、その理由も含めて、説明をして頂きたい。	＜当初案をそのまま付議する理由＞ ① 本来の協会の活動目標や、運営計画の全体像を示して、交付金の申請・活用を図るため。 ② 日々変化するコロナの状況を睨みながら、どの事業をどこまで実施できるかについては不確定要素が多く現時点でつかみきれないため、適正な補正案を立てるのは困難であること。 以上を理由から、まずは、当初に計画した案をもって総会の承認を得たうえで、今年度のスタートをきる必要があると考えたものです。 ＜今後の事業について＞ 次第6その他で、現時点での見通しを説明します。	
	1	・ 第3号議案 事業計画について 外国人相談窓口は活動時間が毎週月曜、金曜で従来通りと書いてありますが、相談窓口の連絡員から2名ずつの対応で、活動時間を拡大する方向であると聞きました。相談員の意見を反映して長期的な展望を話す場をZoomを含めてお考えでしょうか？	＜活動時間・人数について＞ 月・金以外にも活動場所が使用可能である旨を、市から聞いています。感染リスクを減らすために、活動日を分散し、少人数での活動に切り替えることについて、部会長を中心に相談員の意見を出し合い、ぜひ、前向きに検討していただければと思います。 ＜意見交換の場について＞ 部会長と相談員の意見交換をZoomで行うことは問題ありません。事前に部会長の費用などが発生し、運営費からの支出を希望するときは、Zoomの費用などについて、部会長に相談してください。 また、運営会議で語るべき案件や、役員を交えて協議したい案件があれば、部会長を通してお伝えいただき、別途、その機会を設けていただきたいと思います。	
	2			

質 問	第 4 号 議 案	3 ・第4号議案 令和2年度収支予算案について 上記と同様の理由で、収支予算についても、そのまま承認するのには、違和感がある。事業計画が変更になれば、当然、予算も変更になってくるが、予算執行にあたっての対応方針を、説明頂きたい。	＜当初案をそのまま付議する理由＞ No. 1 に同じ。 ＜予算執行にあたっての対応方針＞ ①基本的には、当初予算の大枠の中で対応が可能な事案については、例えば費目間の流用などにより、都度対応していきたいと考えます。 必要に応じて運営会議等で諮りながら、個別に予算執行の可否を判断して事業を進めていくことになろうかと思います。 ②当初予算上で全く予期せぬ新たな事案が発生した場合など、補正予算の必要が生じた際は、改めて、臨時総会の開催も考えてまいります。	
	4	日本語教室で現在検討されているオンライン授業に関する予算項目が無いのはどうか。特に、委託先の”サンエイ航空”は決定事項なのか。	＜オンライン・外部委託等の予算項目について＞ オンラインは、日本語教室のほか、日本語ひろばや外国語講座、料理教室などでも推進していきたいと考えています。 また、外部委託の活用は、オンライン構築のほか、協会ニュース、ようこそ・ふなばしなどの情報発信分野でも、選択肢のひとつとして検討していきたいと考えています。 それらに要する費用は、それぞれ該当する事業の運営費の一部として支出する見込みであることから、特別に予算項目を立てていません。 ＜外部委託の委託先について＞ 委託先については、総会後に検討したいと考えており、現時点で決定事項ではありません。 外部委託はあくまでも選択肢のひとつであり、オンラインの構築や管理業務を、責任を持って持続的に行っていただけるボランティア会員の方が手を挙げてくだされば、それが最も望ましいかたちであると考えていますが、その事務負担は大きいものと認識しています。 コロナ禍での、外国人住民の日本語教育の機会や、文化交流の機会を、早期に確保し、社会の状況に合わせた協会の事業を推進するために、現状では、外部委託の活用が現実的ではないかと考えています。 受託できる業者さんが複数あれば、比較検討してまいります。	

第 5 号 議 案		質 問	
5	・第5号議案について 「大規模災害等で招集できない時」は招集しないで決議をすることができると提案されていますが、会員の意見はどのようにして反映されるおつもりですか？		「招集しないで決議する」とは、「会員を一堂に呼び集めないで、すなわち、書面によって、決議する」という意味です。 会長及び副会長は、「緊急事態だから、会員を一堂に呼び集めず、書面で決議しよう！」ということを決めただけであり、決議そのものは、あくまでも「出席者の過半数の賛成」によって決定されます。 なお、会員の意見は今までどおり反映されます。 なお、書面のときの「出席者」は、「書面や電磁的記録で意思表示をした者」ということになります。
6	第5号議案「規約の改正」について、「第10条の2」"会長及び副会長全員の同意"は乱暴すぎる。”部会長”も必要と思うがいかがか。		「会員を一堂に呼び集めず、書面で決議しよう！」ということを決めるときは、大規模災害等で緊急性の高いときであるため、できるだけ速やかに判断するために、会長及び副会長全員の同意で足りるものと考えます。「書面や電磁的記録で意思表示をした者」を「出席者」とし、その過半数の賛成によって決議が行われることとなりますので、決議内容そのものには、ご意見にあります”部会長”も含めて、会員の意見が広く反映されることは、今までと変わりません。

	第 3 号 議 案	7	ネイティブを雇い、英語・中国語については「日→英」、「日→中」への翻訳サービスを始めてはどうか？松戸市はスタート済。	「翻訳グループの設置検討」を令和2年度事業計画（案）のひとつとして掲げています。（資料17ページ） その大枠の中であれば、ご意見にあるようななかたちも含め、ボランティアが自由に意見を出し合い、部長や役員と相談しながら、新たな活動グループを立ち上げ、活動をスタートしていただくことが可能です。
要 望	そ の 他 ・ 今 後 の 事 業 に つ い て	8	今後、日本語教室（授業）や各種の会議開催手段として「オンライン授業」や「リモート会議」など、実施例や導入の予定があれば状況などを伺わせてください。	＜導入の予定＞ 日本語教室、日本語ひろば、外国語講座、料理教室などで、オンラインを導入したいと考えています。 ＜実施例＞ 当協会では、現在、検討中であり、事例を示す段階ではありません。今後、部長を通して、進捗状況をお伝えしていきたいと思えます。他市の協会の実施例として、例えば、千葉市や市川市の国際交流協会のホームページなどを参考にご覧いただければ、イメージがつかめるかと思えます。
		9	「日本語ひろば」は、現在、月・木曜日13:00から、約2時間行っており、場所は、日本語サロンで行っている。今後、これを日本語サロンではなく、是非、公民館など、正式施設での開催を行えるよう、便宜を図ってもらいたい。	「公民館」は市の公共施設であり、協会の「正式施設」ではありません。当協会の「正式施設」と呼べるのは、現在のところ「協会サロン」のみとなっています。「協会サロン」はレンタルスペースですが、定期契約により協会の優先予約がとれるほか、管理者の善意で物品保管場所を提供していただくなど、便宜を図ってもらっています。なお、感染対策として、日本語ひろばも、当面はオンラインでの実施を推進していきたいと考えているところです。